

# 熊野地区防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

平成 28 年 3 月作成

熊野地区防災福祉コミュニティ

## ◎地域おたすけガイドとは？

1. 地域おたすけガイドは、地域のみなさんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちの出来る範囲で活動を行うことが大前提です。
2. 地域おたすけガイドの内容は、地域ごとに異なります。地域の特徴や防災福祉コミュニティの特徴を踏まえて、各地域ごとに作成しています。
3. しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は、現時点を想定して作成したもので、とりわけ平成 27 年度は土砂災害に特化しているため、完全ではありません。
4. 防コミでの各種訓練を通して、様々な災害に対応できるよう繰り返し検証して、よりよいガイドにするために、どんどん見直していきましょう。

防コミ運営本部 設置場所	熊野地区地域福祉センター		
ブロック本部設置場所			
災害時要援護者 名簿保管場所			
防災行政無線保有者			

**【平常時】** ……緊急時に備え、日頃から準備を整えておくことが重要です。

**活動テーマ**

- ・防コミ内の連絡体制の確保
- ・緊急資機材等の確保

**《行 動》**

- ・災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。
- ・自治会単位で、防災資機材庫を管理し、鍵を複数人で所持する。
- ・防コミの定例会議を続ける。
- ・日頃から、地域内のパトロールを行う。

**(課題)**

- ・小山町の資機材庫
- ・熊野地域福祉センターの備蓄

**《情 報》**

- ・自治会で、防災福祉コミュニティの活動目的について説明をする。
- ・情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。
- ・情報伝達の訓練を行う。

- ・自治会内の連絡体制の確立
- ・要援護者の所在確認、支援の相談



**【災害発生警戒時】** 災害発生に備え、避難準備情・高齢者避難開始発令から行動します

活動テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防コミ運営本部の立ち上げ、情報収集・伝達</li> <li>・災害時要援護者の避難誘導</li> </ul>
-------	--

《行 動》

- ・防コミ本部（熊野地域福祉センター）にて、運営本部を役員で立ち上げる。
- ・本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- ・統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、防災資機材班等の班編成を行う。
- ・本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
- ・情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- ・災害時要救護者に、自治会役員から早期の自主避難を呼びかける。
- ・災害時要救護者避難誘導が実施できるよう体制を整える。
- ・災害時要援護者が自ら避難できない場合は各自治会が避難誘導を実施する。

（課題）

- ・必要書類等の保管場所を共有
- ・各自治会の連絡網の整備

《情 報》

- ・防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- ・収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。



## 【災害発生直後】……災害直後は、冷静かつ迅速に行動します。

### 活動テーマ

- ・防コミ運営本部による指揮、情報収集・伝達
- ・自治会単位の災害対応

### 《行 動》

- ・各自治会の活動班の人員が不足している場合は、本部から各自治会に人員支援を要請する。
- ・土砂災害警戒区域内（山地区）の自治会を重点的に応援する。
- ・自治会役員は、自治会の支援協力者に出動を依頼する。資材や人材が不足する場合は防コミ本部へ応援を要請する。
- ・災害発生現場に防コミ役員を派遣し被害把握を行う。
- ・必要資機材を確認し、不足分を各自治会に要請する。
- ・必要に応じ各自治会に救急班を編制するよう要請する。

### （課題）

### 《情 報》

- ・情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者からの救出・救護等）を出す。
- ・防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- ・防災行政無線等により収集した気象情報等は、携帯電話、若しくは無線等で、ブロック長に伝達する。
- ・有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

**【災害発生後①】** ……被害状況を把握し、中長期の支援体制を整えます。

活動テーマ	・安否確認、救出・救護、 ・区や消防署への連絡、避難所のたちあげ
-------	-------------------------------------

《行 動》

- ・災害時の要援護者名簿に基づき、安否確認を行う。
- ・二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- ・被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。
- ・学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。

(課題)

《情 報》

- ・被害情報、活動情報等について、区役所や消防署と連絡をとりあう。
- ・避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。
- ・一時避難者の名簿を作成し、避難場所を移転もしくは退去する場合は、行き先も確認する。

**【災害発生後②】** ……役割分担を見直し、中長期の支援体制を整えます。

**活動テーマ**

- 避難所の運営、生活情報の収集
- 防火・防犯パトロール

《行 動》

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて、役割を見直す。
- 防コミ本部が、各自治会の報告を基にして全体をとりまとめる。
- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮
- 自治会と協力してパトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

(課題)

- 同行避難してきたペットの対応

《情 報》

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 生活情報の収集及び住民への周知